

7 外国会社四半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（以下この条において「補足書類」という。）を添付しなければならない。

8 前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社四半期報告書及びその補足書類を四半期報告書とみなし、これらの提出を四半期報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

9 内閣総理大臣は、外国会社四半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第六項の外国会社四半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

10 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によ

る四半期報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

11 第六項から第八項までの規定は、第四項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十一条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

12 第一項（第二項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（第二項（第三項において準用する場合に限る。）の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「四半期代替書面」という。）を四半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第一項の適用については、同項中「内閣府令で定める事項」とあるのは、「内閣府令で定める事項

（第十二項に規定する四半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

13 前項の規定により読み替えて適用する第一項の四半期報告書と併せて四半期代替書面を提出した場合には、当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部とみなし、当該四半期代替書面を提出したことを当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

（確認書に関する規定の四半期報告書への準用）

第二十四条の四の八 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社四半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書

と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項において準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十四条の四の三の規定は、前項の規定により提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の五に見出しとして「（半期報告書及び臨時報告書の提出）」を付し、同条第一項中「当該有価証券報告書」を「有価証券報告書」に改め、「第四項において同じ。」の下に「のうち、第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（同条第一項の規定により四半期報告書を提出した会社を含む。第三項において同じ。）以外の会社」を加え、「一年である」を「六月を超える」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「次項において同じ。」を「次項及び

第十五項において同じ。）のうち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社「に改め、「第一項中」の下に「「以外の会社」とあるのは「以外の会社（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の発行者に限る。）」と、「（第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。）」を削り、「同条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、「定期期間」との下に「当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」とを加え、同項及び同条第四項に項番号を付し、同条第五項中「臨時報告書のうちに」を「臨時報告書並びにこれらの訂正報告書のうちに」に、「第五条」を「第五条第一項及び第六項」に改め、「取得した者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書」の下に「若しくはこれらの訂正報告書」を加え、同項に項番号を付し、同条第六項中「含む」の下に「次項から第十二項までにおいて同じ」を加え、同項に項番号を付し、同条第七項中「（第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同項及び同条第八項に項番号を付し、同条第九項中「この法律又はこの法律に基づく命令の規定」を「金融商品取引法令」に改め、同

項から同条第十二項までに項番号を付し、同条に次の四項を加える。

- 13 第一項（第二項において準用する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「半期代替書面」という。）を半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることのないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「内閣府令で定める事項」とあるのは「内閣府令で定める事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」と、第二項中「同項に規定する事項」とあるのは「同項に規定する事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

- 14 前項の規定により読み替えて適用する第一項の半期報告書と併せて半期代替書面を提出した場合は、当該半期代替書面を当該半期報告書の一部とみなし、当該半期代替書面を提出したことを当該半期

代替書面を当該半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

- 15 第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならない会社（第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社に限る。）が、内閣府令で定めるところにより、第四項の規定による臨時報告書に記載すべき内容の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「臨時代替書面」という。）を臨時報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第四項の規定の適用については、同項中「その内容を記載した報告書」とあるのは、「その内容（第十五項に規定する臨時代替書面に記載された内容を除く。）を記載した報告書」とする。

- 16 前項の規定により読み替えて適用する第四項の臨時報告書と併せて臨時代替書面を提出した場合は、当該臨時代替書面を当該臨時報告書の一部とみなし、当該臨時代替書面を提出したことを当該臨時

代替書面を当該臨時報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

第二十四条の五の次に次の一条を加える。

(確認書に関する規定の半期報告書への準用)

第二十四条の五の二 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び同条第五項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「半期報告書に代えて外国会社半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認

書」とあるのは「第二十四条の五の一において読み替えて準用する第二十四条の四の一第一項又は第二項（これらの規定を同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

2 第二十四条の四の一の規定は、前項の規定により提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第二十四条の六に見出しつとして「（自己株券買付状況報告書の提出）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、「（平成十七年法律第八十六号）」及び「（次項において「自己株券等」という。）」を削り、同条第二項中「第五条」を「第五条第一項及び第六項」に改め、同項及び同条第二項に項番号を付する。

第二十四条の七に見出しつとして「（親会社等状況報告書の提出）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「第五条」を「第五条第一項及び第六項」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項第一号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項第一号中「証券業協会」を「認可金融商品取引

業協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に、「第二十四条の五第七項」を「第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項」に改め、同項及び同条第六項に項番号を付する。

第二十五条に見出しがして「（有価証券届出書等の公衆縦覧）」を付し、同条第一項中「又は訂正報告書」を「訂正報告書又は訂正確認書」に、「に掲げる第五条第一項及び第五項」を「に掲げる第五条第一項及び第六項」に改め、「有価証券報告書及びその添付書類」の下に「確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書」を、「当該経過する日」の下に「第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日」を加え、同項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確

認書及びその訂正確認書 三年

第一十五条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書 五年

六 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年

七 四半期報告書及びその訂正報告書 三年

第二十五条第二項中「第七号」を「第十一号」に、「同項第八号」を「同項第十二号」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「第二十四条の二第三項」の下に「、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項」を加え、「第二十四条の六第四項」を「第二十四条の六第三項」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「第六号」を「第十号」に、「同項第八号」を「同項第十一号」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「証券取引所」

を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同項に項番号を付する。

第二十六条に見出しつとして「（届出者等に対する報告の徴取及び検査）」を付する。

第二十七条に見出しつとして「（会社以外の発行者に関する準用規定）」を付し、同条中「第五条」を「第二条の二、第五条」に、「第二十四条の五まで」を「第二十四条の五の二まで」に、「及び第二十四条の五第七項から第十二項まで」を「第二十四条の四の二第六項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで及び第二十四条の五第七項から第十二項まで」に改め、「同条第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項」の下に「第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで」を加える。

第二十七条の二に見出しつとして「（発行者以外の者による株券等の公開買付け）」を付し、同条第一項中「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に、「取引所有価証券市場に」を「取引所金融商品市場に」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「保管」を「管理」に、「証

券会社」を「金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第二十七条の十二第三項において同じ。）」に改め、同項及び同条第五項に項番号を付し、同条第六項中「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に改め、同項から同条第八項までに項番号を付する。

第二十七条の三に見出しとして「（公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項第一号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項第一号中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同項に項番号を付する。

第二十七条の四に見出しとして「（有価証券をもつて対価とする買付け等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第二十七条の五に見出しとして「（公開買付けによらない買付け等の禁止）」を付する。

第二十七条の六に見出しとして「（公開買付けに係る買付条件等の変更）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第二十七条の七に見出しとして「（公開買付開始公告の訂正）」を付し、同条第二項及び第三項に項番

号を付する。

第二十七条の八に見出しつとして「（公開買付届出書の訂正届出書の提出）」を付し、同条第一項から第十二項までに項番号を付する。

第二十七条の九に見出しつとして「（公開買付説明書等の作成及び交付）」を付し、同条第一項及び第二項に項番号を付する。

第二十七条の十に見出しつとして「（公開買付対象者による意見表明報告書等及び公開買付者による対質問回答報告書等の提出）」を付し、同条第一項から第十四項までに項番号を付する。

第二十七条の十一に見出しつとして「（公開買付者による公開買付けの撤回及び契約の解除）」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第二十七条の十二に見出しつとして「（応募株主等による契約の解除）」を付し、同条第一項に項番号を付し、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「保管」を「管理」に改め、同項に項番号を付する。

第二十七条の十三に見出しつとして「（公開買付けに係る応募株券等の数等の公告及び公開買付報告書等

の提出)」を付し、同条第一項から第五項までに項番号を付する。

第二十七条の十四に見出しがして「(公開買付届出書等の公衆縦覧)」を付し、同条第一項に項番号を付し、同条第三項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同項及び同条第四項に項番号を付する。

第二十七条の十五に見出しがして「(公開買付届出書等の真実性の認定等の禁止)」を付し、同条第一項に項番号を付する。

第二十七条の十六の前に見出しがして「(公開買付けに係る違反行為による賠償責任)」を付する。

第二十七条の十七第二項に項番号を付する。

第二十七条の十八第一項に項番号を付する。

第二十七条の十九に見出しがして「(虚偽記載等のある公開買付説明書の使用者の賠償責任)」を付する。

る。

第二十七条の二十に見出しがして「(虚偽記載等のある公開買付開始公告を行つた者等の賠償責任)」を付し、同条第一項及び第二項に項番号を付する。

第二十七条の二十一に見出しつつして「（公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の二十二に見出しつつして「（公開買付者等に対する報告の徵取及び検査）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の二十二の二に見出しつつして「（発行者による上場株券等の公開買付け）」を付し、同条第一項中「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に、「取引所有価証券市場に」を「取引所金融商品市場に」に改め、同条第二項から第十三項までに項番号を付する。

第二十七条の二十二の三に見出しつつして「（業務等に関する重要な事実の公表等）」を付し、同条第二項から第八項までに項番号を付する。

第二十七条の二十二の四に見出しつつして「（公表等の不実施又は虚偽の公表等による損害の賠償責任）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の二十三に見出しつつして「（大量保有報告書の提出）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第一条第一項第十号の一」を「第二条第一項第十九号」に改め、同条第

二項に項番号を付し、同条第三項中「第二条第一項第十号の三」を「第二条第一項第二十号」に改め、同項第二号中「（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）」を削り、同項から同条第六項までに項番号を付する。

第二十七条の二十四に見出しとして「（株券保有状況通知書の作成及び交付）」を付する。

第二十七条の二十五に見出しとして「（大量保有報告書に係る変更報告書の提出）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第二十七条の二十六に見出しとして「（特例対象株券等の大量保有者による報告の特例）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項及び同条第六項に項番号を付する。

第二十七条の二十七に見出しとして「（大量保有報告書等の写しの金融商品取引所等への提出）」を付

し、同条第一号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第二号中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第二十七条の二十八に見出しとして「（大量保有報告書等の公衆縦覧）」を付し、同条第二項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第二十七条の二十九に見出しとして「（大量保有報告書等の訂正報告書の提出命令）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の三十に見出しとして「（大量保有報告書の提出者等に対する報告の徴取及び検査）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の三十一に見出しとして「（開示用電子情報処理組織の定義）」を付し、同条中「（第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項）」を「（第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項）」に改

め、「第二十四条の七第三項」を削り、「第二十四条の一第一項及び第二十四条の五第五項」を「第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項」に改め、「これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。」の下に「第二十四条の四の二第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）並びにこれらの規定を第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二项（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）」を加え、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第二十七条の三十の三に見出しつとして「（電子開示手続の開示用電子情報処理組織の使用）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「この法律又はこの法律に基づく命令（以下この章において「証券取引法令」という。）」を「金融商品取引法令」に、「証券取引法令」を「金融商品取引法令」に改め、同項及び同条第五項に項番号を付する。

第二十七条の三十の四に見出しつとして「（開示用電子情報処理組織を使用できない場合の特例）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第二十七条の三十の五に見出しつとして「（開示用電子情報処理組織の故障等の場合の特例）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の三十の六に見出しつとして「（金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知）」を付し、同条第一項中「第二十四条の二第三項」の下に「第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第五項」を加え、「証券取引

所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の三十の七に見出しつとして「（開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「証券取引法令」を「金融商品取引法令」に改め、同項に項番号を付する。

第二十七条の三十の八に見出しつとして「（金融商品取引所等による公衆縦覧）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第二項中「証券取引法令」を「金融商品取引法令」に改め、同項に項番号を付する。

第二十七条の三十の九に見出しつとして「（電子情報処理組織を使用する方法等による申論見書き記載事項の提供等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二十七条の三十の十に見出しつとして「（発行者等による公衆縦覧）」を付し、同条中「第七号」を「第十一号」に、「同項第八号」を「同項第十二号」に改める。

第二十七条の三十の十一に見出しつとして「（電子情報処理組織を使用する方法等による公開買付届出書

記載事項の提供等)」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第二章を次のように改める。

### 第三章 金融商品取引業者等

#### 第一節 総則

##### 第一款 通則

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為
- 二 第二条第八項第四号に掲げる行為
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為
- イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの
- ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの

ハ 第二条第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外のもの

四 第二条第八項第十号に掲げる行為

五 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

2 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第八項第七号に掲げる行為

一 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

三 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（前項第一号又は前号に掲げるものを除く。）

四 第二条第八項第十八号に掲げる行為

3 この章において「投資助言・代理業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第八項第十一号に掲げる行為

一 第二条第八項第十三号に掲げる行為

4 この章において「投資運用業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第八項第十二号に掲げる行為

二 第二条第八項第十四号に掲げる行為

三 第二条第八項第十五号に掲げる行為

5 この章において「有価証券等管理業務」とは、第一種金融商品取引業に係る業務のうち、第一項第五号に掲げる行為に係る業務をいう。

6 この章において「投資助言業務」とは、投資助言・代理業に係る業務のうち、第三項第一号に掲げる行為に係る業務をいう。

7 この章において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金

融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

- 一 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

8 この章において「有価証券関連業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

- 二 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

- 三 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（有価証券に係る第二条第二十四項第五号に掲げる標準物を含み、政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 当事者があらかじめ有価証券指標として約定する数値（以下この章において「有価証券約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指標の数値（以下この章において

「有価証券現実数値」という。) の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができると相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことと約する取引

(1) 有価証券の売買

(2) イ、ロ、ニ及びホに掲げる取引(ロに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。)

二 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等又は有価証券指標(有価証券の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。ニ及び次号ホにおいて同じ。)の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等又は通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。)

ホ イからニまでに掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

#### 四 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてはいる有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

- (1) 有価証券の売買
- (2) イ、ロ、ホ及びヘに掲げる取引

二 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券指標として

あらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができるとする権利を相手方が当事者的一方に付与し、当事者的一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ホ 当事者が元本として定めた金額について当事者的一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

## 五 外国金融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似の取引

六 前二号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は第三号若しくは前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理

七 第二条第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引に係るもの

八 第二条第八項第六号、第八号又は第九号に掲げる行為

## 第二款 金融商品取引業者

### （登録）

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことことができない。

### （登録の申請）

第二十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人は、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又

は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号亦(3)及び第五節を除く。）及び次章において同じ。）の氏名又は名称

四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種別（第二十八条第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）

六 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

七 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

#### 八 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第二十九条の四第一項各号（第一号ハ及びニ並びに第五号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類

- 三 前二号に掲げるもののほか、法人である場合においては、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類

3 前項第二号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

- 4 持込資本金の額の計算については、政令で定める。

（登録簿への登録）

第二十九条の三 内閣総理大臣は、第二十九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定

により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、金融商品取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第五十二条第一項若しくは第五十二条第二項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの

法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

口 この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに

相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 他に行う事業が公益に反すると認められる者

二 金融商品取引業（投資助言・代理業を除く。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者  
一 法人である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ  
ず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認めら  
れる者を含む。以下この号、第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項において同じ。）又は政令  
で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者  
ハ 禁錮<sup>ヒツ</sup>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ  
り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 金融商品取引業者であつた法人が第五十二条第一項若しくは第五十三条第三項の規定により第一

十九条の登録を取り消されたことがある場合、第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であつた個人が第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）若しくは第六十条第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消されたことがある場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ 第五十二条第二項、第六十条の八第二項若しくは第六十六条の二十第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ト 前号ロに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ミ 個人である場合においては、前号イからヘまで若しくはト（第一号ロに規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（個人である場

合を除く。）にあつては、資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者イ 株式会社（取締役会及び監査役又は委員会（会社法第二条第十二条に規定する委員会をいう。）を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つている者（これに類するものとして政令で定める者を含む。）であつて、国内に営業所又は事務所を有する者に限る。）でない者

ロ 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ハ 他に行つてゐる事業が第二十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいづれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を

生ずると認められる者

二 個人である主要株主（登録申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十二条の四において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。亦及びへにおいて同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が第二号イからトまでのいずれかに該当するもの

(2) 第二号ロからトまでのいづれかに該当する者

亦 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

(1) 第一号イ又はロに該当する者  
(2) 第一号ロに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(3) 法人を代表する役員のうちに第一号イからトまでのいづれかに該当する者のある者

へ 主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局（第一百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局その他政令で定める外国の法令を執行する当局をいう。）による確認が行われていない外国法人

六 第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、次のいづれかに該当する者

イ 第四十六条の六第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る者

ロ 他の金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。ロにおいて同じ。）が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする者

2 前項第五号ニからヘまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）

の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第四項及び第二十二条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

3 第一項第五号二の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

4 次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

5 第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(認可)

第三十条 金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、金融商品取引業者に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。

(認可の条件)

第二十条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十条の三 第三十一条第一項の認可を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

## 二 登録年月日及び登録番号

2 前項の認可申請書には、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

### （認可の基準）

第三十条の四 内閣総理大臣は、第三十条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備を行つてのこと。

二 資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上であること。

三 純財産額が前号に規定する金額以上であること。

四 第四十六条の六第二項の規定に違反していないこと。

五 認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。

(変更登録等)

第三十一条 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融商品取引業者登録簿に登録しなければならない。

3 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

5 第二十九条の三及び第二十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第二十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十九条の四第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号イからハまで、第二号及び第三号を除く。）」と読み

み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者は、第二項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

#### (営業保証金)

第二十一条の二 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条において同じ。）は、営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、金融商品取引業者の業務の実情及び投資者の保護の必要性を考慮して、政令で定める額とする。

3 金融商品取引業者は、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たとき

は、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、金融商品取引業者と前項の契約を締結した者又は当該金融商品取引業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融商品取引業者は、第一項の営業保証金につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融商品取引業を開始してはならない。

6 金融商品取引業者と投資顧問契約を締結した者、金融商品取引業者による投資顧問契約又は投資一任契約の代理又は媒介により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者及び金融商品取引業者による有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理により有価証券の売買契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に関し、当該金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 金融商品取引業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足したこととなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第五十二条第一項若しくは第四項若しくは第五十四条の規定により第二十九条の登録が取り消されたとき、第五十条の二第二項の規定により第二十九条の登録がその効力を失つたとき、第二種金融商品取引業（個人が行う場合に限る。）及び投資助言・代理業以外の金融商品取引業を行うことにつき前条第四項の変更登録を受けたとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(商号等の使用制限)

第三十一条の三 金融商品取引業者でない者は、金融商品取引業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。

(取締役等の兼職制限等)

第三十一条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。以下この条（第四項を除ぐ。）において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役は、当該金融商品取引業者の親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねてはならない。

2 金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人は、当該金融商品取引業者の子銀行等の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）を兼ねてはならない。

3 金融商品取引業者の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事してはな

らない。

4 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第一項の「親銀行等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三条の三第二項第三号及び第四十四条の三において「親法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

6 第二項の「子銀行等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する

者（第三十三条の二第二項第三号及び第四十四条の三において「子法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

7 第五項に規定する総株主等の議決権の過半数の保有の判定に関する必要な事項は、その保有の態様その他事情を勘案して、内閣府令で定める。

#### （取締役等の適格性等）

第三十一条の五 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）については、適用しない。

#### 第三款 主要株主

##### （対象議決権保有届出書の提出）

第三十二条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限り、外国法人を除く。以下この款において同じ。）の主要株主（第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下

この節において同じ。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引業者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十九条の四第一項第五号二(1)及び(2)並びに亦(1)から(3)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令等)

第三十二条の二 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の主要株主が第二十九条の四第一項第五号二(1)若しくは(2)又は亦(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融商品取引業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第三十二条の三 金融商品取引業者の主要株主は、当該金融商品取引業者の主要株主でなくなつたとき